

議事録

審議会等名	第3回つくばみらい市空家等対策協議会
開催日	平成28年11月7日
開催場所	つくばみらい市役所伊奈庁舎 3階会議室
出席者	出席委員 会長 片庭正雄，副会長 中島清和 委員 古舘千恵子，八木岡京子，宮島孝明，安田幸， 野口克典，浅野光一，木村明夫，中山和広，奈幡優 欠席委員 横田明 事務局 須加尾課長，中島補佐，高津係長
議案	・つくばみらい市空家等対策計画（案）の承認について
議案概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 午後2時00分 須加尾課長</li> <li>・会長あいさつ</li> </ul> <p>会長が議長となり議事進行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案について</li> </ul> <p>つくばみらい市空家等対策計画（案）の承認について，事務局より説明し，協議を実施した。</p> <p>質疑応答</p> <p>浅野委員 特定空家等の判断の参考となる基準として，国のガイドライン別紙4で，「立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し，歩行者等の通行を妨げている」されているが，道路等の「等」には農耕地が含まれるのか，歩行者等の「等」には農耕者も含まれるのか。</p> <p>事務局 危険のひっ迫性から判断すると考えています。</p> <p>木村委員 協議会で，空家が周辺へ悪影響を及ぼしていると判断されれば特定空家としてよいのではないか。</p> <p>浅野委員 特措法第2条の敷地とは，空家のある土地以外にも，道路や通路を挟んだ隣接地も含むのか。</p> <p>木村委員 空家と隣接地の間に道路や水路が通っていても，協議会で同一の敷地と判断されれば，特定空家として取扱ってよいのではないか。</p> <p>浅野委員 市の協議会設置要綱第6条第5項に定める「協議会が，必要があると認めるときは，委員以外の出席を求め，意見若しくは説明を聴き・・・」とあるが，特定空家等による悪</p>

	<p>影響を受けている者が、会議で意見を述べたいという申し出があった場合、協議会はどう判断するのか？</p> <p>木村委員 この条文は、「協議会が必要あると認めたとき」とされているので、申し出があったら、必ず出席を求めるものではない。仮に、劣悪な案件であれば、協議会で現地確認し、その場で関係者から話を聞くようなことも想定されるのではないか。</p> <p>浅野委員 計画（案）の計画期間が5年とされているが、5年で「空き家の実態調査結果」にある管理不全空家198件全てを処理するのか。</p> <p>木村委員 この計画は、5年で終わるものではなく、5年毎に改定していくものであり、5年で全て処理するというものではない。</p> <p>八木岡委員 今後も、進捗状況などのフィードバックを含めた協議会は予定されているか？</p> <p>事務局 予定しております。</p> <p>八木岡委員 相続登記していない物件も、相続者へ課税はしている。所有者不明となる前に、所有者が亡くなった時点で、課税されていないような評価額の低い物件を含め、相続者へ相続物件のお知らせをしてはどうか。</p> <p>また、所有者不明の物件に対する調査費用や、代執行の費用をどうするのか定めてはどうか？</p> <p>事務局 そのような個々の案件については、関係機関と連携して対応してまいります。定型的な方法を定めるのは難しいと考えます。また、代執行等の費用については、他自治体でも課題とされているが、個々に協議会へ提案し、相談させていただきます。</p> <p>八木岡委員 相続放棄され、相続人不存在となると、相続財産管理人等の申し立てのための予納金も必要となる。相続放棄となる前に、空家の発生予防と利活用が大切と考え意見した。</p> <p>上記案件については、原案どおり承認され、市へ答申することとした。</p> <p>・ 次回は平成29年6月ごろに開催予定  ・ 閉会 午後2時45分 須加尾課長</p>
<p>そ の 他</p>	<p>傍聴人 2人</p>